



# 子育て 応援ブック



那須烏山市

# 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ●赤ちゃんを迎えるために .....        | 1  |
| ●妊娠おめでとうございます .....       | 2  |
| ●赤ちゃんが生まれたら .....         | 4  |
| ●健診・予防接種など .....          | 7  |
| ●子育て相談・支援 .....           | 10 |
| ●子どもの虐待を未然に防ぎましょう .....   | 11 |
| ●子育て交流広場 .....            | 12 |
| ●支援を必要とするお子さまのために .....   | 13 |
| ●医療 .....                 | 17 |
| ●ひとり親家庭への助成など .....       | 20 |
| ●幼稚園・認定こども園・保育園のご案内 ..... | 22 |
| ●病児・病後児保育 .....           | 32 |
| ●一時預かり保育 .....            | 34 |
| ●小・中学生になったら .....         | 37 |
| ●その他の支援情報 .....           | 43 |
| ●市の連絡先                    |    |

※記載内容は、令和3年4月1日現在のものです。最新の情報は、市ホームページからも確認することができます。  
<https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/>

# 赤ちゃんを迎えるために

不妊症や不育症（くり返す流産）に悩む方へ

## ●不妊等治療費助成制度

保険適用外の不妊・不育症に係る検査や治療（人工授精・体外受精・顕微鏡受精・男性不妊）を受けたご夫婦に、検査及び治療費の一部を助成します。

### 【対象者】

法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤のすべてに該当する方

- ①不妊・不育症治療が必要であると医師に診断され、国内指定医療機関等において不妊・不育症治療を受けていること
- ②市に1年以上前から住民登録していること
- ③健康保険等の医療保険に加入していること
- ④市税及び使用料等を滞納していないこと
- ⑤国及び県の助成制度等を受けることができる時（体外受精・顕微鏡受精）は、当該給付の決定を受けていること

### 【助成の内容】

治療費の1/2とし、1年度あたり300,000円を限度に助成します。（ただし、国・県等の助成がある場合は、優先して受けていただき、その額を控除した額となります。）その他の詳細については、こども課までお問い合わせください。

### 【問合せ】

こども課 ☎ 0287-88-7116

県北健康福祉センター（県の助成） ☎ 0287-22-2259

# 妊娠おめでとうございます

【届出・交付先・手続き・問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠から出産、そして育児期間中と、お母さんとお子さんの健康状態や健診結果、予防接種の記録をする大切な手帳です。

医師や助産師の診察を受け、妊娠が分かったら「妊娠届出書」を提出してください。

### 【届出に必要なもの】

妊娠届出書(病院で発行されたもの)、個人番号が分かるもの、写真付き本人確認書類(運転免許証等)

## ●妊産婦一般健康診査・新生児聴覚検査受診票の交付

母子健康手帳と一緒に交付します。

産前14回、産後2回の妊産婦一般健康診査と、出産後の新生児聴覚検査の受診票を交付し、費用の一部を補助します。母子の健康のためにも必ず受診しましょう。

なお、里帰り出産等のため県外で健康診査及び新生児聴覚検査を受けた場合は、一旦、医療機関で料金を支払い、その後申請すれば助成を受けることができます。

※転入された方は、前市町村で交付された受診票をお持ちください。本市の受診票と交換します。

## ●妊産婦医療費助成制度

母子健康手帳の交付を受けた方が、病気やケガで健康保険が適用となる診療を受けた場合に、支払った医療費の一部を助成します。市が助成する際に、医療機関ごと(薬局以外)に入院・外来別で月額500円を申請額から控除します。なお、健康保険適用外(自費診療)、入院時食事療養費は助成対象外です。

## ▼受給資格者証の交付

【申請に必要なもの】 妊婦さんの健康保険証、通帳

※内容に変更があった場合は、変更届が必要です。

## ▼申請書の提出

医療機関で保険診療を受けたら、窓口で医療費の自己負担分をお支払いください。その後、こども課窓口備付の申請書に、「受給資格者証」から必要な情報を記入し、保険点数の記載された医療費領収書を添付し、提出してください。

【申請に必要なもの】

妊産婦医療費助成申請書、医療費領収書（原本）

## ●産前・産後サポート事業

**産前** 妊娠後期（妊娠28週）に、すべての妊婦さんに連絡をします。妊娠経過や、産前後の生活環境などについて、具体的な話を聞きながら、安心して出産が迎えられるように体調確認のほか、市の事業や制度説明を行っています。

**産後** 地域での仲間づくりや、育児の情報交換のための、産後のお母さんと赤ちゃんが集まれる場「おひさま」を、月に1回開催します。産後4か月までの母子が参加でき、ベビーマッサージやお母さんのリラクゼーションを体験しながら、ゆったりとした時間が過ごせます。実施日時については、「広報お知らせ版」や「市ホームページ」でご確認ください。

## ●妊婦・産後ママサロン

赤ちゃんを迎えるために育児手技（沐浴、おむつ交換、抱っこ等）を練習したり、産前後心身のリフレッシュのために、ヨガや自力整体で軽い運動を行います。妊婦及び産後1年6か月までの産婦が参加できます。託児付きのため、母子で来所後にお母さん一人で教室への参加が可能です。実施日時や内容については、「広報おしらせ版」や「市ホームページ」でご確認ください。

# 赤ちゃんが生まれたら

## ●出生届

生まれた日を含め 14 日以内に届出をしてください。

お子さんの住所地以外の市町村に出生届を出した場合は、住所地において必要な手続きがありますので、あらかじめ担当課にお問合せください。

**【届出に必要なもの】** 出生届、届出人の印鑑、母子健康手帳

**【問合せ】** 市民課 ☎ 0287-83-1116

## ●健康保険証の手続き

お子さんが生まれたら、健康保険に加入する手続きが必要です。国民健康保険の場合は、市民課で加入手続きを行います。

(社会保険の方は、職場へお問合せください。)

**【問合せ】** 市民課 ☎ 0287-83-1116

## ●出産育児一時金

産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産する場合は、原則 420,000 円が支給されます。(産科医療補償制度に該当しない場合の支給額は、404,000 円です。)

**【手続き】**

原則として、医療保険者から医療機関等に直接支払われますので、直接申し出てください。

また、対応していない医療機関等もありますので、医療機関等へ事前にご確認ください。

**【問合せ】**

国民健康保険の方 市民課 ☎ 0287-83-1116

社会保険の方 ご加入の健康保険(医療保険者)へ直接お問い合わせください。

## ●赤ちゃん訪問

お子さんが生まれたご家庭に保健師・助産師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達の相談や、予防接種・健診などについて説明を行います。お子さんだけでなく、お母さんの体調等、不安な事がありましたらお気軽にご相談ください。

### 【手続き方法】

母子健康手帳に挟んである「お誕生カード」を提出してください。市から、お電話にて訪問日を相談いたします。訪問は、生後1～2か月頃を予定しております。

【手続き・問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●ようこそ！なすから赤ちゃん応援券

市の1歳までのお子さんに、出生の御祝いと子育て家庭の経済的支援のため、市内の店舗で利用できる子育て応援券を赤ちゃん訪問時に贈ります。(お子さん1人につき36,000円)

### 【対象となる子】

令和3年4月1月以降に出生して市に住所がある子

【問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●児童手当・特例給付

児童手当は、家庭内における生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とした国の制度です。15歳を迎えた年度末までの児童を養育している方に支給します。

●出生や転入の日の翌日から15日以内に手続きしてください。  
遅れると受給できない月が発生しますので、ご注意ください。  
(公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。)

●住所異動など受給内容に変更があった場合も届出が必要です。

### 【届出に必要なもの】

受給者の預金通帳、受給者・配偶者の個人番号が分かるもの、  
本人確認書類

【届出先・問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●こども医療費助成制度

中学校修了前のお子さんが病気やケガで健康保険が適用となる診療を受けた場合に、医療費や入院時食事療養費を助成します。県内医療機関等を受診する際に、「健康保険証」と「受給資格者証」を提示した場合は、窓口の支払いがありません。

県外での受診や、受給資格者証を提示できなかった場合は、一旦、医療機関の窓口等で料金を支払い、その後申請すれば助成を受けることができます。

### ▼受給資格者証の交付

#### 【申請に必要なもの】

お子さんの保険証・振込先の預金通帳（保護者名義）

※内容に変更があった場合は、変更届が必要です。

### ▼医療費助成申請書の提出

こども課窓口備え付けの申請書に、「受給資格証」から必要な情報を記入し、保険点数の記載された医療費領収書（原本）を添付し、提出してください。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116





## 健診・予防接種など

### ●乳幼児健診・相談

実施の1か月前を目安にご自宅に郵送します。  
お子さんが元気で健やかに育つために必ず受けましょう。

| 事業           | 内容                                 |
|--------------|------------------------------------|
| 4か月児<br>健診   | 身体測定、発達確認、内科診察<br>ブックスタート（絵本プレゼント） |
| 8か月児<br>健診   | 身体測定、発達確認、内科診察、歯のチェック              |
| 1歳児<br>相談    | 身体測定、発達確認、歯のチェック                   |
| 1歳6か月児<br>健診 | 身体測定、発達確認、内科・歯科診察                  |
| 2歳児<br>相談    | 身体測定、発達確認、歯のチェック、心理相談              |
| 2歳6か月児<br>相談 | 身体測定、親子ふれあい遊び                      |
| 3歳児<br>健診    | 身体測定、発達確認、尿検査、内科・歯科診察、<br>心理相談     |
| 5歳児<br>相談    | 身体測定、歯のチェック、課題活動、親子ふれ<br>あい遊び      |

【問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

### ●予防接種

予防接種は、感染症にかからないよう「ワクチン」を接種し、  
予防のための免疫をつけることです。“大切なお子さんを感染症  
から守る”とともに、“他のお子さんにも病気をうつさない”こと、  
“災害時や緊急時（やむを得ず予防接種ができない場合）に感染  
症を予防する”という3つの大切な役割を担っています。

## ▼定期予防接種

予防接種法に基づくもので、対象年齢内であれば、接種費用の助成を受けることができます。また、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済制度を受けることができます。

| 予防接種名       | どんな病気を予防するの？         |
|-------------|----------------------|
| ロタウイルス      | 乳幼児嘔吐下痢症             |
| ヒブワクチン      | 髄膜炎                  |
| 小児用肺炎球菌ワクチン | 髄膜炎、肺炎、中耳炎           |
| B型肝炎予防ワクチン  | B型肝炎                 |
| 四種混合        | 百日咳、破傷風、ジフテリア、急性灰白髄炎 |
| 二種混合        | 破傷風、ジフテリア            |
| B C G       | 結核                   |
| 麻しん風しん混合    | はしか、風しん              |
| 日本脳炎        | 日本脳炎                 |
| 子宮頸がん予防ワクチン | 子宮頸がん                |
| 水痘          | みずぼうそう               |

●予防接種法により、接種できる年齢が定められていますので、かかりつけ医と相談し、計画を立てて期間内に受けましょう。

【問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## 《栃木県内の医療機関での接種》

『栃木県予防接種事業相互乗り入れ』により、県内の協力医療機関であれば、窓口での接種費用の負担はありません。

市内の予防接種協力医療機関は、「市のホームページ」をご確認ください。また、県内の協力医療機関は、栃木県医師会ホームページ「栃木県内定期予防接種相互乗り入れ事業 接種協力医療機関名簿」でご確認いただくか、こども課までお問合せください。

## ▼任意予防接種

予防接種法に基づかない予防接種で、保護者の判断で接種するものとなります。健康被害が生じた場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度に基づく救済制度を受けることが出来ます。

| 予防接種名   | どんな病気を予防するの？    |
|---------|-----------------|
| おたふくかぜ  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| インフルエンザ | インフルエンザ         |

※おたふくかぜの接種費用は全額自己負担となります。

※インフルエンザの接種費用は一部助成があります。

助成金額や申請方法については、「広報お知らせ版」や「市ホームページ」でご確認ください。

## ●幼児フッ素塗布

歯科医院でフッ素塗布をする場合の費用を一部負担します。お子さんの歯の状態を知り、かかりつけ歯科医を持つきっかけとして、是非受けましょう。

**【対 象】** 2 歳児

**【費 用】** 500 円

**【受診期間】** 2 歳児相談を受けた児が 3 歳になるまで

**【受け方】** 2 歳児相談にて受診券を配布します。歯科医院に予約を取り、フッ素塗布を受けてください。

※フッ素塗布協力歯科医院は、「市ホームページ」をご覧ください。

**【問合せ】** こども課 ☎ 0287-88-7116

# 子育て相談・支援

【問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する相談にお答えする総合窓口です。妊娠期から子育て期まで、様々なニーズに切れ目なく対応できるよう、保健師や看護師、家庭相談員が子育てに関する様々な悩みや心配事への支援を行います。

産前後のからだのこと、こころのこと、育児のこと、気になることがあれば、お気軽にご相談ください。詳細については、「市ホームページ」をご覧ください。

## ●産後ケア事業

産後に休養が取れず気持ちが落ち込んでいたり、育児への不安が強い場合に、産科医療機関において、宿泊や日帰り、休養や助言、沐浴や授乳指導等が受けられます。詳細については、こども課までお問い合わせください。（希望する方が全員利用できるわけではありません。）

## ●離乳食相談

月齢に合わせた離乳食の進め方等について、栄養士・保健師による個別相談を月1回（要予約）実施しています。

日程等は、「広報お知らせ版」や「市ホームページ」でご確認ください。電話相談も随時受け付けます。

## ●子育て短期支援事業

保護者の病気等で児童を養育できない場合に、一時的に児童養護施設（明和園・桔梗寮）で、保護・養育するサービスです。

利用には費用がかかります。詳細については、こども課までお問合せください。

# 子どもへの虐待を未然に防ぎましょう

虐待を受けた子どもは、生命や身体の危険だけではなく、心に深い傷を残すことになり、健全な成長を妨げる大きな原因となります。保護者も被害を受けている子どもも「虐待」であると認識していない場合があります。大きな事故になる前に、周囲が注意し、早期発見・早期対応に努めましょう。

## ●虐待とは

### < 身体的虐待 >

殴る、蹴る、投げ落とす、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで一室に拘束する、戸外に締め出すなど

### < 心理的虐待 >

暴言、無視、兄弟姉妹間での差別的な扱い、子どもの目の前で家庭内暴力（面前DV）など

### < ネグレクト >

食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車内に閉じ込める、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

### < 性的虐待 >

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィーの被写体にするなど

## ●虐待通告

児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。

「虐待かも」と思ったらすぐにお電話ください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

**【連絡先】** 児童相談所全国共通3桁ダイヤル **【☎189】**

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

**【相談・問合せ】** こども課 ☎ 0287-88-7116

# 子育て交流広場

## ●こども館

子育て支援や家庭教育に関する各種事業を行っています。

施設内では、「えほんのへや」や「あそびのへや」などで、年齢や月齢にあった遊びで過ごすことができます。また、屋外に滑り台・ブランコなどの遊具や砂場があり、親子が自由に触れ合える場所となっています。「びよびよひろば」「親子ヨガ」などの親子活動の事業も実施していますので、ぜひ、遊びにきてください。

【開館時間】 9:00～17:00

【休館日】 毎週月曜日・祝日・年末年始(12/28～1/4)

※「移動出前サロン」にて、子育て支援員が地域に出向き、親子交流のお手伝いをしていますので、ぜひお越しください。

【問合せ】 こども館 ☎ 0287-80-0281

## ●子育て支援センター きらきら（にここ保育園内）

親子が自由に遊び、交流し、子育てについて学びあえる場所の提供や、保育士による読み聞かせなど、遊びを支援します。

また、個別相談（事前予約必要）も実施しています。

【開館時間】 毎週 月曜日から金曜日（祝祭日除く）

9:00～12:00、13:30～16:00

【問合せ】 子育て支援センターきらきら ☎ 0287-88-5151

## ●図書館

お子さんと保護者の方が一緒に楽しめるように、読み聞かせや図書館まつりなど、各種行事を開催しています。

子育てに、図書館をご活用ください。

【開館時間】 9:30～19:00

【休館日】 毎週月曜日、年末年始(12/30～1/3)、蔵書点検期間

【問合せ】 南那須図書館 ☎ 0287-88-2748

烏山図書館 ☎ 0287-82-3062

# 支援を必要とするお子さまのために

## 手帳の交付

### ●身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付されます。障がいの程度により等級があり、手帳の交付には申請が必要です。

手帳の交付を受けると、障がいの内容・程度等により福祉サービス、割引、減免等の各種援助を受けることができます。

#### 【申請に必要なもの】

申請には添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】健康福祉課 ☎ 0287-88-7115

### ●療育手帳

知的障がいと診断された方に交付されます。障がいの程度により等級があり、手帳の交付には申請が必要です。

手帳の交付を受けると、福祉サービス、割引、減免等の各種援助を受けることができます。

#### 【申請に必要なもの】

申請には添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

【判定】児童相談所で発達検査や知能検査等を実施し、判定します。

【申請先・問合せ】健康福祉課 ☎ 0287-88-7115

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神に疾患があり、長期にわたり日常生活や社会生活への制約があると認められた方に交付されます。障がいの程度により等級があり、手帳の交付には申請が必要です。

手帳の交付を受けると、福祉サービス、割引、減免等の各種援助を受けることができます。

#### 【申請に必要なもの】

申請には添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】健康福祉課 ☎ 0287-88-7115

## 医 療

### ●養育医療

生まれてすぐのお子さんが高度な医療を受けた際の医療費を助成する制度です。

**【対 象】** 母子保健法に定める未熟児で、入院養育が必要と医師が認め、生まれてから退院するまでの間、指定養育医療機関のNICU等に入院していたお子さん（1歳に達する日の前日まで）

**【助成内容】** 治療費（健康保険適用部分のみ）

**【申請に必要なもの】**

申請には、医師の意見書等の書類が必要になりますので、ご相談ください。

**【申請先・問合せ】** こども課 ☎ 0287-88-7116

### ●育成医療

身体に障がいのあるお子さんの治療に掛かった医療費を助成する制度です。

**【対 象】** 身体に障がいや病気がある18歳未満のお子さんで、治療しなければ将来的に障がいが残る可能性があり、手術など治療することで改善できる見込みのあるお子さん

**【助成内容】** 治療費（健康保険適用部分のみ）

**【申請に必要なもの】**

申請には、医師の意見書等の書類が必要になりますので、ご相談ください。

**【申請先・問合せ】** こども課 ☎ 0287-88-7116

### ●精神通院医療

精神科の病気がある方の通院治療を促進し、適正医療を普及させるため、医療費の一部を助成する制度です。

**【申請に必要なもの】**

申請には、添付書類が必要になりますので、ご相談ください。

**【申請先・問合せ】** 健康福祉課 ☎ 0287-88-7115



## 手 当

### ●特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満のお子さんを育てる父母等が受けられる手当です。

#### 【申請に必要なもの】

申請には、添付書類が必要になるほか、所得制限がありますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎ 0287-88-7115

### ●障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満のお子さんが受けられる手当です。

#### 【申請に必要なもの】

申請には、添付書類が必要になるほか、所得制限がありますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎ 0287-88-7115

## その他

### ●日常生活用具の給付

在宅の重度心身障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。障がいの種類・程度等により対象品目が異なり、所得に応じて利用者負担があります。

給付には、申請が必要になりますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎ 0287-88-7115

### ●補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方に対して、身体の不自由な部分を助け、日常の生活をしやすくするために、補装具の購入または修理費用の一部を助成します。

給付には、事前申請が必要です。障がいの種類、程度により諸条件がありますので、ご相談ください。

【申請先・問合せ】 健康福祉課 ☎ 0287-88-7115

## 児童発達支援

### ●くれよんクラブ

### ●空と虹のな一さりい

成長や発達の遅れに心配のある未就学のお子さんを対象に、保育士等のスタッフが、日常生活の基本的動作や集団生活への対応等の支援を行います。

**【対象者】** 那須烏山市在住の未就学児（1事業所につき定員10名）

### 【サービス内容】

集団保育、個別指導、専門指導、各種行事、保護者支援等

### 【実施日】

くれよんクラブ 月曜日～金曜日 8:30～17:15

空と虹のな一さりい 月曜日～土曜日 9:00～17:00

### 【見学・相談先】

くれよんクラブ（市社会福祉協議会烏山支所） ☎0287-84-1294

空と虹のな一さりい（社会福祉法人 敬愛会） ☎0287-83-8872

**【利用手続き先】** 健康福祉課 ☎0287-88-7115

## 放課後等デイサービス

### ●くれよんクラブ・くれよんスクール

### ●空と虹のアフタースクール

就学中で障がいがあるお子さんに、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等の支援を行います。

**【対象者】** 那須烏山市在住で、特別支援学校、特別支援学級・通常学級に在籍する小中学生

（定員：くれよんクラブ10名、くれよんスクール20名、空と虹のアフタースクール10名）

### 【サービス内容】

生活支援、社会適応支援、文化的活動、健康増進

### 【実施日】

くれよんクラブ・くれよんスクール 月曜日～金曜日 8:30～17:45

空と虹のアフタースクール 月曜日～土曜日 9:00～17:00

### 【見学・相談先】

くれよんクラブ（同上）・くれよんスクール

（那須烏山市健康管理センター内） ☎0287-84-1827

空と虹のアフタースクール

（社会福祉法人 敬愛会） ☎0287-83-8872

**【利用手続き先】** 健康福祉課 ☎0287-88-7115

## 医 療

### ●「かかりつけ医」をもちましょう

かかりつけ医は、日頃の健康状態や以前にかかった病気、飲んでいる薬などを把握しているため、体の不調を感じた際に相談しやすく、検査や専門的治療が必要な時に適切な病院を紹介してもらえます。適切な治療を受けるためにも、かかりつけ医を持つことは、健康管理上、とても大切なことです。

不調を感じた時は、診療時間内に、早めに相談しましょう。  
(診療時間内は、医師や看護師、検査技師など専門スタッフが揃っているため、スムーズに充実した診療が受けられます。)

### ●烏山地区の医療機関 (市外局番 0287)

| 医療機関名    | 住所・電話番号                 | 診 療 科                     |
|----------|-------------------------|---------------------------|
| 阿久津クリニック | 金井 2-1-6<br>☎ 83-2021   | 内科・外科・皮膚科                 |
| 金井医院     | 南 2-9-16<br>☎ 83-1166   | 内科・外科                     |
| 烏山台病院    | 滝田 1868<br>☎ 82-2739    | 内科・精神科                    |
| 近藤クリニック  | 野上 637-2<br>☎ 83-2250   | 内科・小児科・循環器科・<br>呼吸器科・消化器科 |
| 佐野医院     | 中央 2-11-17<br>☎ 84-1616 | 内科                        |
| 滝田内科医院   | 金井 1-13-5<br>☎ 82-2544  | 内科・小児科                    |
| 水沼医院     | 金井 1-14-8<br>☎ 84-0001  | 内科・外科・皮膚科・消化<br>器科        |
| 山野クリニック  | 中央 2-4-3<br>☎ 84-3850   | 内科・神経内科                   |

|       |                        |                                                      |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------|
| 那須南病院 | 中央 3-2-13<br>☎ 84-3911 | 内科・外科・小児科・皮膚科・<br>神経内科・整形外科・循環<br>器科・泌尿器科・眼科・耳<br>鼻科 |
| 七合診療所 | 中山 137<br>☎ 82-2781    | 小児科・内科                                               |

●南那須地区の医療機関（市外局番 0287）

|         |                        |            |
|---------|------------------------|------------|
| 塩谷医院    | 田野倉 183<br>☎ 88-2055   | 内科・外科      |
| 南那須青木医院 | 鴻野山 212-2<br>☎ 88-6211 | 内科・小児科・精神科 |
| 林田医院    | 大金 212-4<br>☎ 88-2056  | 内科・小児科     |
| 熊田診療所   | 熊田 555<br>☎ 88-2136    | 内科・外科      |

○診察時間や休診日等は、直接医療機関にご確認ください。

●こんな時は迷わず救急車 ☎ 119 を利用してください

- 意識がないとき
- けいれんが止まらないとき
- 息づかいが荒く、呼吸が困難になっているとき
- 激痛（頭痛・胸痛・腹痛など）があるとき
- 出血が激しく止まらないとき

## ●とちぎ子ども救急電話相談

お子さまが急病やけがで心配な時にご利用ください。

経験豊富な看護師が家庭での対処法や緊急医療の受診の目安などをアドバイスします。

**【相談時間】** 月曜日～土曜日：18：00～翌朝8：00  
日曜日・祝日：24時間（8：00～翌朝8：00）

**【電話番号】** 局番なしの # 8000

## ●子どもの救急ホームページ

日本小児科学会が監修した緊急＆予防サイトです。

発熱など症状ごとに、休日や夜間の診療時間外に受診するかどうかの判断の目安を提供しています。

**【ホームページ】** <http://kodomo-qq.jp/>

## ●夜間・休日の急な病気の場合は

### 【休日当番医】

市広報カレンダーや広報お知らせ版、新聞でご確認ください。

診療時間等は、事前に電話で確認してから受診しましょう。

### 【二次救急医療体制】

#### ●那須南病院

那須烏山市中央 3-2-13 ☎ 0287-84-3911

夜間・休日受診は、医療体制等をご了解いただいた上での来院となります。また、状況によっては、受診をお断りすることがありますので、必ず電話で事前に確認してください。

### 【三次救急医療体制】

入院を要する小児科診療を行う緊急病院

#### ●那須赤十字病院

大田原市中田原 1081-4 ☎ 0287-23-1122

#### ●国際医療福祉大学病院

那須塩原市井口 537-3 ☎ 0287-37-2221

## ひとり親家庭への助成など

### ●児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない児童を育成する家庭の生活安定・自立促進を目的に支給する手当です。

受給には、所得制限があり、公的年金との併給調整などの条件もあります。

#### 【対象期間】

お子さんが満 18 歳になった後の 3 月 31 日まで  
(政令で定める程度の障がい有する児童は 20 歳未満まで)

#### 【手続き】

認定請求書、その他の添付書類を提出してください。

※手当を受ける方の要件により、提出書類が異なります。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

### ●ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の親と児童、または両親以外の方に養育される児童が、病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合に、支払った医療費を一部助成します。

助成を受けるためには、児童扶養手当の受給要件に準じた所得制限があります。

市が助成する際に、医療機関ごと（薬局以外）に入院・外来で月別 500 円を申請額から控除します。なお、健康保険適用外（自費診療）、入院時食事療養費は、助成の対象外です。

#### 【対象期間】

お子さんが満 18 歳になった後の 3 月 31 日まで

### ▼受給資格者証の交付

#### 【申請に必要なもの】

申請書、その他の添付書類を提出してください。

※内容に変更があった場合は、変更届が必要です。

## ▼医療費助成申請書の提出

医療機関で保険診療を受けたら、窓口で医療費の自己負担分をお支払いください。その後、こども課窓口備え付けの申請書に、「受給資格証」から必要な情報を記入し、保険点数の記載された医療費領収書を添付し、提出してください。

### 【申請に必要なもの】

ひとり親家庭医療費助成申請書、医療費領収書（原本）

【申請先・問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●遺児手当

父母の一方または両親が死亡した児童を養育する方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

【対象期間】 申請月の翌月 から 義務教育の修了 まで

### 【手続き】

認定請求の手続きをしてください。添付書類が必要になりますので、こども課あてお問合せください。

※内容に変更があった場合は、変更届が必要です。

【申請先・問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

お子さまの進学のための資金や事業を開始するまでの資金など、12種類の資金貸付があります。

貸し付けには、資金の必要性や返済について審査があります。

【問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## ●困った時の相談は『母子・父子自立支援員』へ

ひとり親家庭が抱える様々な悩み事相談や、職業能力の向上や求職活動などの支援を行っています。電話や面接で相談に応じるだけでなく、必要に応じて家庭訪問も行います。

【問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## 幼稚園・認定こども園・保育園のご案内

幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育施設を利用する際に、児童の保護者の居住地（那須烏山市）から支給認定を受ける必要があります。支給認定には、お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分に分かれており、認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

### ● 3つの認定区分と利用できる施設

| 年 齢            | 支給認定区分             | 利用できる主な施設等                     |
|----------------|--------------------|--------------------------------|
| 満3歳以上<br>教育を希望 | 1号認定<br>(教育標準時間認定) | 幼稚園<br>認定こども園（幼稚園部分）           |
| 満3歳以上<br>保育を希望 | 2号認定<br>(保育認定)     | 保育園<br>認定こども園（保育部分）            |
| 満3歳未満<br>保育を希望 | 3号認定<br>(保育認定)     | 保育園<br>認定こども園（保育部分）<br>地域型保育施設 |

### ● 支給認定のための基準（2号・3号認定）

2号・3号認定には、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

- 月64時間以上の就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働などすべての就労を含む。）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む。）
- 就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む。）
- 虐待やDVのおそれがあること

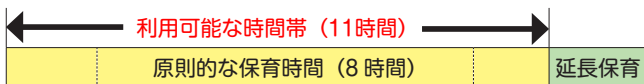


- 育児休業中に、すでに保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により次の2種類に区分されます。

### 【保育標準時間】

保護者の月の就労時間が120時間以上である場合等に認定します。



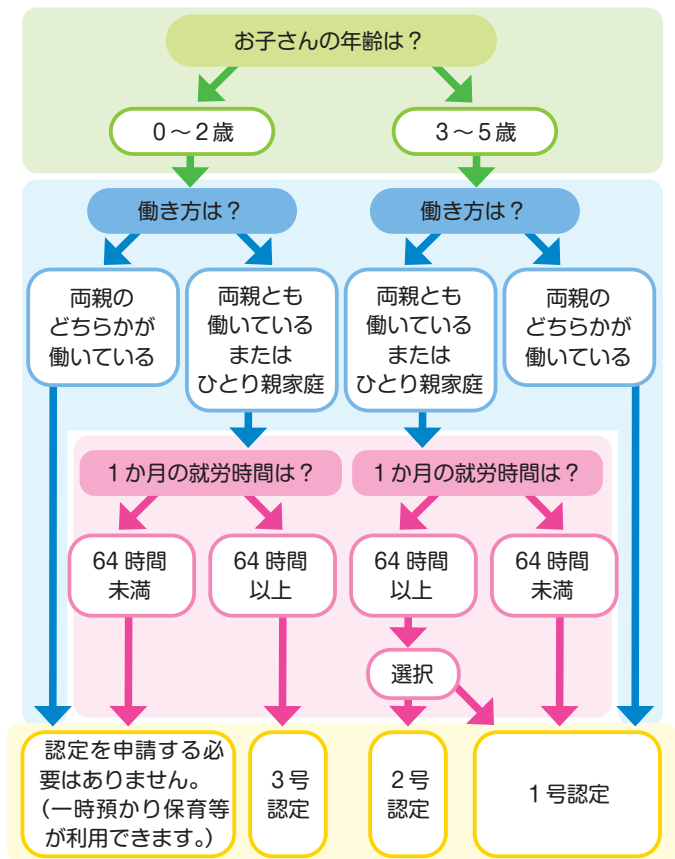
※市外に勤務している場合は、入所している保育施設からの通勤時間も考慮します。

### 【保育短時間】

保護者の月の就労時間が64時間以上120時間未満である場合等に認定します。



## 1号？2号？3号？ 早わかりチャート



※ 2・3号認定を受けるには、同居する65歳未満の祖父母等の世帯員全員が就労等により家庭保育ができないことが必須条件となります。

## 保育園・地域型保育施設（２、３号認定）

### ●入園申し込み

保育園の入園日は、①年度当初入園（４月）と②途中入園（５月～翌年３月）の２通りがあります。こども課窓口にて「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」「保育利用希望申込書」「就労証明書」等提出に必要な書類を受け取り、下記期限までにこども課窓口へお申し込みください。（申請書等様式は市のホームページからダウンロードできます。）

提出された書類は、保育の必要性を審査・利用調整を行い、結果を通知します。

#### ①年度当初（４月入園）申し込み

申込期間：前年の１０月１日～３１日（土・日・祝日を除く）

#### ②途中入園（５月～翌年３月）申し込み

各施設の空き状況により、毎月入園の選考を行います。

申込期間：入所希望月の前々月の１５日まで

※利用調整とは・・・

父母の就労等の状況を具体的に分類し、児童の保育を必要とする程度を段階的に区分した保育利用基準に基づき、保育を希望する保護者（父母）の就労等を数値化して保育を利用できる優先順位を決定します。

### ●保育料

市の「保育園利用者負担額基準表」により算定します。

４月から８月までは前年度の市民税所得割額により階層を認定し、９月から翌年３月分までは当該年度の市民税所得割額により階層認定を行います。

※保育料の無償化…令和元年１０月より、３～５歳児クラスの保育料及び非課税世帯の０～２歳児クラスの保育料が無償化されました。ただし、給食費は負担いただきます。

【問合せ】 こども課 ☎ 0287-88-7116

## 1. 保育園 (R3.4.1 現在)

保育園は、保護者の労働や疾病などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが難しいお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

| 園 名           | 住 所<br>(☎ 0287)        | 利用<br>定員 | 対 象<br>年 齢        | 開園<br>時 間          | 延<br>長 | 障<br>が い<br>児 | 一<br>時<br>預<br>か<br>り | 体<br>調<br>不<br>良<br>児 | 休<br>日 |
|---------------|------------------------|----------|-------------------|--------------------|--------|---------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| 公立<br>にこにこ保育園 | 岩子 152-1<br>(88-5252)  | 141      | 5 か月<br>～<br>5 歳児 | 7:15<br>～<br>19:00 | ○      | ○             | ○                     |                       |        |
| 公立<br>すくすく保育園 | 野上 703<br>(82-2359)    | 100      | 5 か月<br>～<br>5 歳児 | 7:15<br>～<br>19:00 | ○      | ○             | ○                     |                       |        |
| 私立<br>烏山保育園   | 中央 2-3-25<br>(82-3372) | 130      | 2 か月<br>～<br>5 歳児 | 7:15<br>～<br>19:00 | ○      | ○             |                       | ○                     |        |

※体調不良児対応型保育 … 保育実施中に児童が微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保健的な対応等を図る事業です。

※開園時間は、平日のみ掲載

## 2. 認定こども園 (保育部分) (R3.4.1 現在)

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を備え、子育て支援機能を総合的に提供する施設です。

※開園時間は平日のみ掲載

| 園 名             | 住 所<br>(☎ 0287)        | 利用<br>定員 | 対 象<br>年 齢        | 開園<br>時 間          | 延<br>長 | 障<br>が い<br>児 | 一<br>時<br>預<br>か<br>り | 体<br>調<br>不<br>良<br>児 | 休<br>日 |
|-----------------|------------------------|----------|-------------------|--------------------|--------|---------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| 私立<br>烏山みどり幼稚園  | 金井 1-5-16<br>(82-3089) | 90       | 8 か月<br>～<br>5 歳児 | 7:30<br>～<br>19:00 | ○      | ○             |                       |                       |        |
| 私立<br>烏山聖マリア幼稚園 | 南 1-9-19<br>(82-3357)  | 60       | 8 か月<br>～<br>5 歳児 | 7:30<br>～<br>18:30 | ○      | ○             | ○                     |                       |        |

### 3. 地域型保育施設（R3.4.1 現在）

地域型保育施設は、少人数（1～19人以下）の単位で、就労等により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。卒園年度終了後は、保護者の希望に応じ連携する保育園や幼稚園、認定こども園に転園が可能です。

| 園 名                                | 住 所<br>(☎ 0287)             | 利用<br>定員 | 対象<br>年齢          | 開園<br>時間           | 延<br>長 | 障<br>がい児 | 一時<br>預かり | 体<br>調不良児 | 休<br>日 |
|------------------------------------|-----------------------------|----------|-------------------|--------------------|--------|----------|-----------|-----------|--------|
| (事業所内保育)<br>私立<br>みらいの Kaze<br>保育園 | 滝田 1772-1<br>(82-7376)      | 10       | 3 か月<br>～<br>2 歳児 | 6:30<br>～<br>22:30 | ○      | ○        | ○         |           | ○      |
| (小規模保育)<br>私立<br>ゆうゆうランド<br>那須烏山園  | 南大和久<br>473-24<br>(83-8600) | 12       | 5 か月<br>～<br>2 歳児 | 7:15<br>～<br>19:15 | ○      | ○        | ○         |           |        |
| (小規模保育)<br>私立<br>キッズランド<br>あさひ     | 宮原 452<br>(82-7333)         | 12       | 2 か月<br>～<br>2 歳児 | 7:15<br>～<br>19:15 | ○      | ○        | ○         | ○         |        |
| (小規模保育)<br>私立<br>こうのやま保育園          | 鴻野山<br>212-12<br>(82-7800)  | 19       | 8 か月<br>～<br>2 歳児 | 7:30<br>～<br>19:00 | ○      |          |           |           |        |
| (小規模保育)<br>私立<br>あいのわ保育園           | 三箇<br>185-14<br>(83-8092)   | 19       | 6 か月<br>～<br>2 歳児 | 7:00<br>～<br>19:00 | ○      |          |           |           | ○      |

※事業所内保育とは、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

※小規模保育とは、少人数（定員 6 人～19 人）で家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行います。

※開園時間は、平日のみ掲載

※あいのわ保育園は、日曜日・1/1～1/3 は休園となります。

## 幼稚園（1号認定）

### ●入園申し込み及び支給認定手続き

- ①入園したい前年の9月初日～10月中旬に、希望する幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に直接入園願書等を提出します。
- ②各施設にて面談を行います。
- ③入園が内定した場合は、内定施設を通して、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」を市に提出します。
- ④内定施設を通して、市から「子どものための教育・保育支給認定証」を交付します。

### ●保育料

幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の保育料は、幼児教育・保育の無償化により無料です。（給食費は保護者負担となります。）

### ●問合せ

入園を希望する幼稚園又は認定こども園へ直接お問合せください。

### 1. 幼稚園（R3.4.1 現在）

幼稚園とは、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

【開園時間】 平 日 午前9時～午後2時  
預かり保育 午後2時～午後5時（有料）

【対象年齢】 3歳児から小学校入学まで

【休 業】 土曜日・日曜日及び祝日  
夏季休業（7/21～8/31）、冬季休業（12/26～1/7）、  
年度末及び年度始休業日（3/25～4/7）

| 園 名          | 住 所<br>(☎ 0287)    | 利用定員 | 預かり<br>保 育 | 障がい児 |
|--------------|--------------------|------|------------|------|
| 公立<br>つくし幼稚園 | 東原 50<br>(88-2131) | 105  | ○          | ○    |

## 2. 認定こども園（幼稚園部分）（R3.4.1 現在）

認定こども園とは、幼稚園と保育園の機能を備え、子育て支援機能を総合的に提供する施設です。

【開園時間】 平日：午前 10 時～午後 2 時

【対象年齢】 満 3 歳から小学校入学まで

【休 業】 各園にお問合せください。

| 園 名              | 住 所<br>(☎ 0287)        | 利用定員 | 預かり<br>保 育 | 障がい児 |
|------------------|------------------------|------|------------|------|
| 私立 烏山<br>みどり幼稚園  | 金井 1-5-16<br>(82-3089) | 60   | ○          | ○    |
| 私立 烏山<br>聖マリア幼稚園 | 南 1-9-19<br>(82-3357)  | 30   | ○          | ○    |

※預かり保育とは、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）在籍児童を教育時間の前後又は長期休業日にお預かりする事業です。（有料）



## 子育てのための施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）

幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料（保育料）は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により無料となりましたが、その他の、新制度に移行していない幼稚園（私学助成幼稚園）、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業の利用料について幼児教育・保育の無償化を受けるためには、年齢や世帯の課税状況、保育の必要性などに応じて「施設等利用給付」の認定を受ける必要があります（次ページ表参照）。

### 【無償の対象となる経費】

- ・新1号認定：私学助成幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの保育料
  - ・新2号認定：「保育の必要性の認定」を受けた3歳児～5歳児クラスの子どもの保育料と施設利用料
  - ・新3号認定：「保育の必要性の認定」を受けた非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの子どもの保育料と施設利用料
- ※新2号、新3号については、保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

### 【利用方法】

- ・新1号認定  
園ごとに認定申請及び給付方法が異なりますので、詳細は園あてお問い合わせください。
- ・新2・新3号認定
  - ①保育の必要性の認定が必要となりますので、まずは市こども課までお問い合わせください。
  - ②施設を利用し、利用料を施設に支払います。3か月ごとに、施設から発行された領収書等とともに「施設等利用費請求書」を市こども課あて提出します。
  - ③提出された書類をもとに、保護者の指定口座に施設等利用費を支払います。



《表：幼児教育・保育の無償化の対象等》

|                |                | 認可保育所（保育利用）等<br>※1 | 施設型給付幼稚園・認定こども園（教育利用） |                       | 私学助成幼稚園等              |                       | 認可外保育施設・一時預かり事業等<br>※2 |
|----------------|----------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
|                |                |                    | 教育                    | 預かり保育                 | 教育                    | 預かり保育                 |                        |
| 3～5歳児クラス       |                | 無料                 | 無料                    | 月額上限<br>11,300円<br>※3 | 月額上限<br>25,700円<br>※3 | 月額上限<br>11,300円<br>※3 | 月額上限<br>37,000円<br>※3  |
| 満3歳児           |                | —                  | 無料                    | 対象外                   | 月額上限<br>25,700円<br>※3 | 対象外                   | —                      |
| 非課税世帯の満3歳児     |                | —                  | 無料                    | 月額上限<br>16,300円<br>※3 | 月額上限<br>25,700円<br>※3 | 月額上限<br>16,300円<br>※3 | —                      |
| 非課税世帯の0～2歳児クラス |                | 無料                 | —                     | —                     | —                     | —                     | 月額上限<br>42,000円<br>※3  |
| 認定区分           | 子どものための教育・保育給付 | 2号・3号認定            | 1号認定                  | 1号認定                  | —                     | —                     | —                      |
|                | 子育てのための施設等利用給付 | —                  | —                     | 新2号認定（満3入園児は新3号認定）    | 新1号認定                 | 新2号認定（満3入園児は新3号認定）    | 新2号・新3号認定              |

※1 他に小規模保育、事業所内保育があります。

※2 他に病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業があります。

※3 実費として徴収されている費用（通園送迎日、食材料費、行事費等）は保護者負担となります。

## 【問合せ】

詳細については、こども課 ☎0287-88-7116 までお問合せください。

## 病児・病後児保育

お子さんが、症状に急変はないが回復期に至っていないときや、病気の回復期ではあるが集団生活が困難なとき、保護者の勤務の都合や病気等の理由から家庭で保育できないときに、病児保育施設で看護師や保育士が一時的にお子さんを看護・保育する事業です。

### ●那須南病院 病児保育所（那須烏山市中央 3-2-13）

**【対 象】** 生後 10 か月～小学 6 年生

※那須烏山市・那珂川町・高根沢町在住の児童、保護者が市内事業所に勤務する児童

**【保育時間】** 月～金曜日 8:00～18:00（延長保育：無）

**【利用定員】** 3名／1日

**【利用期間】** 1回の申請につき連続7日まで（休園日を除く）

**【休 園 日】** 土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

**【申込手続き・利用方法】**

- ①事前利用登録をする。（年度ごとに手続きが必要です。）  
（利用登録書を那須南病院または上記三市町担当窓口へ提出）
- ②病児保育所に利用希望日を電話で仮予約する。
- ③医療機関を受診し、「診療情報提供書（利用連絡票）」の発行を受ける。病児保育所へ本予約する。
- ④利用当日に利用申請書・主治医の発行した書類等を施設に持参し、お子さんを預ける。迎えの時に、当日分の利用料を支払う。  
※書類等は、市ホームページからダウンロードできます。

**【利用料 昼食・おやつ代含む】**

- ①那須烏山市・那珂川町・高根沢町に住所を有する方  
・生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円／日  
・その他世帯 2,000円／日
- ②那須烏山市の事業所に勤務する方 3,000円／日

**【問合せ】** 那須南病院 総務課 ☎ 0287-84-3911  
こども課 ☎ 0287-88-7116

● **済生会宇都宮病院 病児保育施設 おはなほいくえん**  
**(宇都宮市竹林 941-3)**

【対 象】 生後3か月～小学6年生

【保育時間】 月～金曜日 8:00～18:00 (延長保育: 無)  
土曜日 8:00～13:00 (延長保育: 無)

【利用定員】 12名／1日

【利用期間】 1回の疾病につき連続7日まで

【休 園 日】 日曜日、祝日、創立記念日 (5/30)、  
年末年始 (12/29～1/3)、第二土曜日

【申込手続き・利用方法】

- ①利用希望日の前日までに電話で予約する。
- ②主治医 (かかりつけ医) を受診し、「診療情報提供書 (利用連絡票)」の発行を受ける。
- ③利用当日に利用申請書等の必要書類を施設に持参し、お子さんを預ける。
- ④利用料は、お子さんを預ける際に、当日分を施設に支払う。

【利用料 昼食・おやつ代含む】

- ・生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 / 1日
- ・その他世帯 2,500円 / 1日

【問合せ】 おはなほいくえん ☎ 028-678-9600



## 一時預かり保育

日常生活上の突発的事情や社会参加などにより一時的に保育が困難になるときや、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減することを目的として、保育所等にて一時的にお子さんを預かる事業です。

### 【対象者】

- ①保育所等を利用していないお子さん
- ②原則市内に住所を有するお子さん（里帰り出産等で市内の祖父母宅に身を寄せている場合は、対象となる場合もあります。

### 【利用方法】

- ①施設に直接、電話等で（なるべく3日前までに）予約する。  
※園行事や利用定員がいっぱいの場合は、お受けできないことがあります。  
※アレルギー体質のお子さんは、給食を考慮しますので申込みの際にご相談ください。
- ②「保育利用申込書」を施設に提出し、お子さんを預ける。
- ③利用料は、お子さんのお迎えの際に当日中に支払う。  
※延長保育を利用する場合は、事前に園と調整ください。

【問合せ】 実施園（次ページ）へ直接お問合せください。

## 【実施園】

令和3年4月1日現在

| 園名・<br>市外局番<br>0287                  | 対象児童                                       | 利用期間              | 延<br>長 | 備<br>考 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------|--------|--------|
| (公立)<br>にこにこ<br>保育園<br>☎88-5252      | 市内に住所を有す<br>る生後8か月<br>ゝ<br>就学前児童           | 月～金<br>8:30～17:00 | 無      | ※1     |
| (公立)<br>すくすく<br>保育園<br>☎82-2359      |                                            |                   |        |        |
| (私立)<br>ゆうゆうランド<br>那須烏山園<br>☎83-8600 | 生後6か月<br>ゝ<br>就学前児童                        | 月～土<br>8:30～17:00 | 有      | ※2     |
| (私立)<br>烏山聖マリア<br>幼稚園<br>☎82-3357    | 概ね1歳半(歩行<br>可・離乳完了)<br>ゝ<br>3歳程度の就学前<br>児童 | 月～金<br>9:00～16:00 | 有      | ※1     |
| (私立)<br>みらいのKaze<br>保育園<br>☎82-7376  | 生後3か月<br>ゝ<br>就学前児童                        | 日・祝<br>8:30～17:00 | 有      | ※3     |
| (私立)<br>キッズランド<br>あさひ<br>☎82-7333    | 生後2か月<br>ゝ<br>就学前児童                        | 月～土<br>8:30～17:00 | 有      | ※4     |

※1 土・日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は預けることができません。

※2 日・祝日・年末年始は預けることができません。保育園の定員に空きがある場合に預かります。

※3 年末年始(12/29～1/3)も預かります。保育園の定員に空きがある場合は、月～土も預かります。

※4 日・祝日・年末年始は預けることができません。

# 【利用料】

令和3年4月1日現在

| 園 名                      | 利 用 料                                                                                                                             |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (公立)<br>にこにこ保育園          | 3歳未満児：200円/1時間<br>給食費：300円（おやつ含む）                                                                                                 |
| (公立)<br>すくすく保育園          | 3歳以上児：150円/1時間<br>給食費：200円（おやつ含む）                                                                                                 |
| (私立)<br>ゆうゆうランド<br>那須烏山園 | 市内 3歳未満児：2,000円/1日<br>3歳以上児：1,000円/1日<br>市外 3歳未満児：3,000円/1日<br>3歳以上児：2,000円/1日<br>（給食費・おやつ代含む）<br>延長保育料：8：30前・17：00以降<br>300円/30分 |
| (私立)<br>烏山聖マリア<br>幼稚園    | 2,500円/1日（9：00～16：00）<br>400円/1時間<br>給食費：432円 おやつ代：108円<br>延長保育料：9：00前・16：00以降<br>400円/1時間                                        |
| (私立)<br>みらいのKaze<br>保育園  | 3歳未満児：250円/1時間<br>3歳以上児：200円/1時間<br>給食費：300円（おやつ含む）<br>延長保育料：8：30前・17：00以降<br>300円/1時間                                            |
| (私立)<br>キッズランド<br>あさひ    | 3歳未満児：250円/1時間<br>3歳以上児：200円/1時間<br>給食費：300円（おやつ含む）<br>延長保育料：8：30前・17：00以降<br>300円/30分                                            |

# 小・中学生になったら

## ●小学校への入学までの流れ

- ①入学する前年の10月から11月に各小学校で『就学時健康診断』『入学説明会』を実施します。9月以降に学校教育課から「就学時健康診断」の案内を発送します。説明会では、入学までの準備や学校生活での心得等について説明します。
- ②入学する年の1月末までに学校教育課から「入学通知書」を発送します。この通知書が届かないときは、学校教育課にご連絡ください。
- ③入学通知書を持参し、指定日に小学校へ行ってください。

## ○小学校

| 学 校 名                   | 住 所            | 通 学 区 域                                                                    |
|-------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 烏山小学校<br>☎ 0287-82-2049 | 愛宕台<br>2800 番地 | 中央、金井、南、初音、旭、城東、城山、愛宕台、表、神長の一部、滝、宮原、大沢、野上、向田、落合                            |
| 境小学校<br>☎ 0287-82-2442  | 上境<br>1404 番地  | 上境、下境、小原沢、小木須、横枕、大木須                                                       |
| 七合小学校<br>☎ 0287-82-2707 | 谷浅見<br>910 番地  | 興野、滝田、中山、谷浅見、大桶、白久                                                         |
| 荒川小学校<br>☎ 0287-88-2017 | 大金<br>135 番地1  | 田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東原、小河原、高瀬、大里、小塙、森田、曲田、曲畑、八ヶ代、福岡、鴻野山、鍛冶ヶ澤、小白井、南大和久の一部、三箇の一部 |
| 江川小学校<br>☎ 0287-88-7817 | 下川井<br>1001 番地 | 熊田、月次、神長の一部、南大和久の一部、藤田、三箇の一部、上川井、下川井、志鳥                                    |

## ●中学校への入学までの流れ

- ①『入学説明会』を実施します。通学する中学校で入学までの準備や心得等について説明します。また、学校で使用する用品の販売も行います。
- ②入学する年の1月末までに、学校教育課から「入学通知書」を発送します。この通知書が届かないときは、学校教育課へご連絡ください。
- ③入学通知書を持参し、指定日に中学校へ行ってください。

### ○中学校

| 学 校 名                    | 住 所             | 通 学 区 域                                                                                        |
|--------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 烏山中学校<br>☎ 0287-82-2229  | 南1丁目<br>2810 番地 | 中央、金井、南、初音、旭、城東、城山、愛宕台、表、神長の一部、滝、野上、向田、落合、宮原、上境、下境、小原沢、小木須、横枕、大木須、大沢、興野、滝田、中山、谷浅見、大桶、白久        |
| 南那須中学校<br>☎ 0287-88-2021 | 大金<br>285 番地    | 田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東原、小河原、高瀬、大里、小塙、森田、曲田、曲畑、八ヶ代、福岡、鴻野山、鍛冶ヶ澤、小白井、熊田、月次、神長の一部、南大和久、藤田、三箇、上川井、下川井、志鳥 |



## ●小・中学校の転校手続き

他の市町村から市内の小・中学校に転入・転出する場合の手続きは、次のとおりです。

### 《市外から転入する場合》

市民課で転入手続きをした後、学校教育課で転入学の手続きをしてください。

前の学校で交付された在学証明書と教科書給与証明書を、転入する学校へ提出してください。

### 《市外へ転出する場合》

現在通学する学校に転出する旨を連絡してください。学校からは、在学証明書と教科書給与証明書をお渡しします。

その後、市民課で転出手続きをしてください。  
(転出先の市区町村では、転校手続きが必要です。)

### 《市内間で転校する場合》

市内で転居し学校を転校する場合も、転入・転出と同様に手続きが必要となります。

### 《指定学校の変更・区域外就学》

学齢児童・生徒は、教育委員会が通学区域を定め、住所により学校を指定しています。

ただし、児童・生徒の状況や、家庭の事情などにより、指定された学校に通学することが難しい場合は、保護者からの申し出により、指定学校以外の小・中学校への就学を許可することがあります。

指定学校の変更、区域外就学の詳細については、学校教育課にご相談ください。

**【問合せ】** 学校教育課 ☎ 0287-88-6222

## ●就学援助制度のご案内

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、義務教育就学に必要な援助（学用品費・給食費・修学旅行費・校外活動費など）を行います。

**【対 象】**本市に住所がある市立小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、次に該当する方

- ・生活保護世帯に準する程度に困窮していると認められる方
- ・児童扶養手当を受給している方
- ・その他、教育委員会が特に必要と認める方

### **【手続き】**

通学する学校または学校教育課まで申請してください。

### **【提出書類】**

就学援助費受給申請書兼同意書、その他添付書類  
(各学校または学校教育課までご相談ください。)

**【問合せ】** 学校教育課 ☎ 0287-88-6222

## ●すこやか教育相談

那須烏山市の未来を担う子どもたちが、より良い家庭環境、学校環境、社会環境で健やかに成長することを手助けするため、子育てのこと、学校や勉強のこと、人間関係のことなどの相談を受け付けています。秘密は、厳守されます。

**【電話相談】** 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）  
9：00～17：00

### **【来所相談・すこやか相談日】**

水曜日 13：00～15：00（予約不要）

※相談日以外でも電話予約により随時お受けします。

**【問合せ】** 学校教育課 すこやか推進室 ☎ 0287-88-6221

## ●不登校などに関する相談

適応指導教室「レインボーハウス」では、様々な理由により「学校に行けない」、「クラスに入れない」、「家を出ることができない」児童・生徒に対して、自主学習や体験教室等を通して、集団に適応する能力の育成、自立や学校復帰を目指す援助・指導を行っています。

【日 時】 毎週月曜日から金曜日 9：00～15：00

【場 所】 レインボーハウス（那須烏山市上境 395）

### 【主な活動】

●午前は主に学習、午後は各種活動、その他行事を行います。

●各種活動：

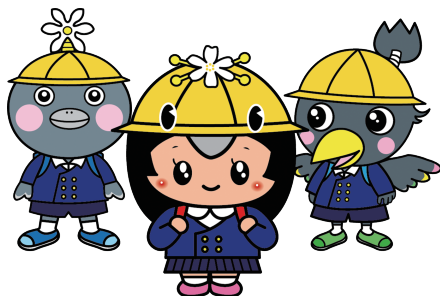
体験教室（クラフト、ヨガ、野外調理・釣り・川遊び）、栽培活動、クリーン活動、調理実習、図書館利用、習字教室、木工教室、心理士とのグループ活動、学生ボランティアとの交流 等

●行事：春の遠足、りんご狩り、招待お茶会、思い出旅行、お別れ会食、キャンプ、交流会への参加 等

※お問合せは、各学校、学校教育課、レインボーハウスまでお願いします。

【問合せ】 学校教育課 ☎ 0287-88-6222

レインボーハウス ☎ 0287-82-2738



## ●放課後児童クラブ

小学校に就学している児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後や学校の長期休業中などに、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

### ○放課後児童クラブ一覧

| No. | クラブ名                   | 住 所            | 電話番号         |
|-----|------------------------|----------------|--------------|
| 1   | 烏山放課後児童クラブ<br>(烏山小学校内) | 愛宕台<br>2800 番地 | 0287-84-0889 |
| 2   | 境放課後児童クラブ<br>(境小学校内)   | 上境<br>1404 番地  | 0287-83-2772 |
| 3   | 七合放課後児童クラブ<br>(七合小学校内) | 谷浅見<br>910 番地  | 0287-82-2860 |
| 4   | 荒川放課後児童クラブ<br>(荒川小学校内) | 大金<br>135 番地 1 | 0287-88-9310 |
| 5   | 江川放課後児童クラブ<br>(江川小学校内) | 下川井<br>1001 番地 | 0287-88-7831 |

【対 象】 小学校 1 ～ 6 年生の児童

#### 【利用時間】

- 平日 下校時 ～ 18 : 30
- 土曜日・長期休業中・学校行事の振替日など  
7 : 30 ～ 18 : 30
- 延長預かり 18 : 30 ～ 19 : 00

【費 用】 利用料 と おやつ代

#### 【入室申込】

- ・例年10月から11月に翌年分の受付を行います。
- ・年度途中の入室もできますが、定員になり次第、募集を締め切ります。申込用紙などは、各放課後児童クラブまたはこども館で配布します。

【問合せ】 こども館 ☎ 0287-80-0281

## その他の支援・情報

### ●移住促進住宅取得奨励金

市内に定住することを目的に、住宅を取得した 49 歳以下の方に最大 50 万円の奨励金を交付します。

#### 【奨励金の額】

- ・基本額：10万円
- ・加算額：①移住者（他市区町村からの転入者）25万円  
②子育て世帯（18歳以下の子を扶養）15万円

#### 【対象期間】

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで

詳細については、まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ・申込】まちづくり課 ☎ 0287-83-1151

### ●移住ファミリー家賃補助金

市内の民間賃貸住宅等に転入した夫婦のいずれか一方が 40 歳以下の世帯又は転入した 49 歳以下のひとり親世帯に対し、最大月額 2 万円の家賃を補助します。

#### 【奨励金の額】

- ・基本額：実質家賃から住居手当を控除した経費の 2 分の 1 の額（限度額 1 万 5 千円）
- ・子育て加算：18歳以下の同居する子を扶養する場合一人につき 1 千円

#### 【対象期間】

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで

詳細については、まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ・申込】まちづくり課 ☎ 0287-83-1151

## ●防災・行政情報メール配信サービス

### ●防災 info なすからすやま

スマートフォンアプリ infoCanal と戸別受信機にて、防災行政情報の配信を行っています。登録は、下記の画像を読み取って進めてください。また、戸別受信機は無料で貸出中です。

#### 【配信内容】

- ・ 防災や行政に関する情報
- ・ 緊急地震速報
- ・ 災害、避難情報
- ・ 暮らし情報
- ・ 学び、子育て情報 等



Android 用



iOS 用

#### 【戸別受信機申請場所】

- ・ 総務課（烏山庁舎 2 階）
- ・ 健康福祉課（保健福祉センター）

### ●防災・行政情報メール

登録は、下記の画像を読み取るか、登録用アドレスに空メールを送信してください。登録受付メールが届きますので、必要事項を入力し、登録を完了させてください。



#### 登録用アドレス

[nasukarasuyama-city@raidan3.ktaiwork.jp](mailto:nasukarasuyama-city@raidan3.ktaiwork.jp)

※迷惑メール対策等の受信拒否設定をしている場合は、受診できるよう、事前の設定変更が必要です。

## 配信アドレス

nasukarasuyama-city@raidan3.ktaiwork.jp のアドレスから配信されます。

- ・メールアドレスの登録・解除・変更は、ご自身で行ってください。
- ・登録されたメールアドレス等の情報は厳重に管理し、情報配信や運用以外には使用しません。

【問合せ】 総務課 ☎ 0287-83-1117



## ●デマンド交通（烏山地区・南那須地区）

乗り合いで、希望の場所から目的地まで移動できる市内を運行する公共交通サービスです。利用には、事前登録と予約が必要です。

### 【利用手続】

「那須烏山市デマンド交通利用登録申請書」をFAX（0287-83-1142）または、まちづくり課窓口に提出してください。申請書は、烏山庁舎（まちづくり課）・南那須庁舎（総合窓口）・保健福祉センターに備え付けのほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【運行日時】 月～金曜日 8：00～17：00

（土日祝日、年末年始 12/29～1/3 は運休）

### 【費用】

片道 300 円（障がい者・小学生 150 円、未就学児 無料）

【問合せ】 まちづくり課 ☎ 0287-83-1151

×

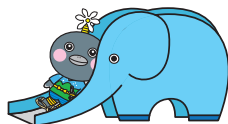
÷





×

✕



## 市の連絡先

令和3年4月1日現在  
(市外局番 0287)

### 烏山庁舎 ☎83-1111 (中央1-1-1)

#### 〔1階〕

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 市民課                  | ☎83-1116                     |
| 会計課                  | ☎83-1119                     |
| 税務課                  | ☎83-1114                     |
| 商工観光課                | ☎83-1115                     |
| 消費生活センター<br>(商工観光課内) | ☎83-1014                     |
| まちづくり課               | ☎83-1151<br>☎83-1120<br>(環境) |

#### 〔2階〕

|       |          |
|-------|----------|
| 総務課   | ☎83-1117 |
| 総合政策課 | ☎83-1112 |

### 南那須庁舎 (大金240)

#### 〔1階〕

|                |          |
|----------------|----------|
| 市民課<br>(南那須分室) | ☎88-0870 |
| 農政課            | ☎88-7117 |
| 都市建設課          | ☎88-7118 |

#### 〔2階〕

|       |          |
|-------|----------|
| 学校教育課 | ☎88-6222 |
| 生涯学習課 | ☎88-6223 |

#### 〔3階〕

|       |          |
|-------|----------|
| 議会事務局 | ☎88-7114 |
|-------|----------|

### 保健福祉センター (田野倉85-1)

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 健康福祉課                   | ☎88-7115 |
| こども課<br>(こども館 ☎80-0281) | ☎88-7116 |

### 水道庁舎

(城東18-3)

|       |          |
|-------|----------|
| 上下水道課 | ☎84-0411 |
|-------|----------|

### 幼稚園・保育園 ・認定こども園

|              |          |
|--------------|----------|
| にこにこ保育園      | ☎88-5252 |
| すくすく保育園      | ☎82-2359 |
| 烏山保育園        | ☎82-3372 |
| つくし幼稚園       | ☎88-2131 |
| 烏山みどり幼稚園     | ☎82-3089 |
| 烏山聖マリア幼稚園    | ☎82-3357 |
| みらいのKaze保育園  | ☎82-7376 |
| ゆうゆうランド那須烏山園 | ☎83-8600 |
| キッズランドあさひ    | ☎82-7333 |
| こうのやま保育園     | ☎82-7800 |
| あいのわ保育園      | ☎83-8092 |

## 小・中学校・高等学校等

|           |          |
|-----------|----------|
| 烏山小学校     | ☎82-2049 |
| 境小学校      | ☎82-2442 |
| 七合小学校     | ☎82-2707 |
| 荒川小学校     | ☎88-2017 |
| 江川小学校     | ☎88-7817 |
| 烏山中学校     | ☎82-2229 |
| 南那須中学校    | ☎88-2021 |
| 学校給食センター  | ☎88-2135 |
| レインボーハウス  | ☎82-2738 |
| 南那須特別支援学校 | ☎88-7571 |
| 烏山高等学校    | ☎83-2075 |

## 放課後児童クラブ

|            |          |
|------------|----------|
| 烏山放課後児童クラブ | ☎84-0889 |
| 境放課後児童クラブ  | ☎83-2772 |
| 七合放課後児童クラブ | ☎82-2860 |
| 荒川放課後児童クラブ | ☎88-9310 |
| 江川放課後児童クラブ | ☎88-7831 |
| くれよんスクール   | ☎84-1827 |

## その他の機関

|               |          |
|---------------|----------|
| 南那須図書館        | ☎88-2748 |
| 烏山図書館         | ☎82-3062 |
| 烏山公民館         | ☎83-1412 |
| 市社会福祉協議会      | ☎88-7881 |
| 市社会福祉協議会 烏山支所 | ☎84-1294 |
| シルバー人材センター    | ☎88-7731 |

## 救急医療・緊急・医療

### 救急・火災・救助

☎119 (局番なし)

|              |                |
|--------------|----------------|
| 那須烏山消防署      | ☎82-2009       |
| テレホンサービス火災案内 | ☎0287-23-6119  |
| 那須烏山警察署      | ☎82-0110       |
| とちぎ子ども救急電話相談 | ☎ #8000 (局番なし) |

## 児童虐待通告

|               |             |
|---------------|-------------|
| 児童相談所全国共通ダイヤル | ☎189 (局番なし) |
|---------------|-------------|



## 子育て応援ブック

発行年月 令和3年3月 改訂  
発行元 那須烏山市 こども課  
〒321-0526

那須烏山市田野倉85-1

TEL 0287-88-7116

E-mail [kodomo@city.nasukarasuyama.lg.jp](mailto:kodomo@city.nasukarasuyama.lg.jp)